



Press Release
報道資料



For Immediate Release

2012年9月6日
在日米国商工会議所

**在日米国商工会議所と欧州ビジネス協会、
日本郵政に関する長年の主張をあらためて表明**

**「日本郵政グループによる新商品・サービスの提供や既存商品・サービスの改定が
許される前に、平等な競争環境の確立を」**

長年にわたり、在日米国商工会議所(ACCJ)と欧州ビジネス協会(EBC)は、産業界や政府代表者とともに、全国銀行協会や生命保険協会などの日本の団体と協調し、日本郵政グループの各事業会社と民間の銀行や保険会社、宅配会社との間で平等な競争環境を確立するよう日本政府に求めてきた。

9月3日に、株式会社ゆうちょ銀行（「ゆうちょ銀行」）および株式会社かんぽ生命保険（「かんぽ生命」）が政府に対し、新規業務および既存商品の改定に係る認可申請を行ったという発表がなされたが、特に国営企業が市場に与える競争上の影響を解決しようという取組みが地域的にも世界的にもなされているこの時期におけるこの発表は、懸念を提起すると同時に、日本を誤った方向へ向かわせてしまいかねない。

こうした状況を受け、ACCJとEBCは日本政府に対し、金融サービスを提供するすべての者に平等な競争環境を提供するという、世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」の下で求められる国際通商上の責務に従い、ゆうちょ銀行やかんぽ生命による新商品・サービスの提供や既存商品・サービスの改定が許される前に、日本郵政グループの金融機関と、民間企業との間に平等な競争環境を確立することを改めて要請する。

さらに、ACCJとEBCが以前にも指摘したように、平等な競争環境を確立しないまま、銀行・保険サービスの提供者としての市場での存在の拡大を容認する措置がゆうちょ銀行とかんぽ生命に新たに適用されれば、財務健全性の面から新たなリスクが生じることになる。たとえば、ゆうちょ銀行が、認可申請にあるとおり、よりリスクの高い貸付業務への参入を認可された場合、競争を害するだけでなく、ゆうちょ銀行の資産や資本をリスクにさらすことになる。日本郵政グループが郵便事業等の一般事業にも従事していることを踏まえ、新商品・サービスの提供や既存商品・サービスの改定が許される前に、平等な競争環境の確立に加え、厳格な規制上の監督およびコーポレート・ガバナンスを確保する必要がある。

###

1211J

-在日米国商工会議所について

在日米国商工会議所（ACCJ）は、米国企業 40 社により 1948 年に設立された日本で最大の外資系経済団体です。米国企業の日本における経営者を中心に、現在は約 1000 社を代表する会員で構成され、東京、名古屋、大阪に事務所を置いています。日米両国政府や経済団体等との協力関係の下、「日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員活動の支援、そして、日本における国際的なビジネス環境の強化」というミッションの実現に向けた活動を展開しています。また、60 以上の業界・分野別委員会を中心に活動を行い、意見書やパブリック・コメント、白書等を通じた政策提言や、政策や経済の動向等について年間 500 以上のイベントやセミナーを開催するとともに、各種チャリティー等の企業の社会的責任（CSR）活動にも積極的に取り組んでいます。

【お問い合わせ】

同件に関するお問い合わせは、在日米国商工会議所 渉外室（電話: 03-3433-6542; メール: external@accj.or.jp）までお願い致します。

-欧州ビジネス協会について

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17ヶ国の在日商工会議所・経済団体にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。EBCの会員は法人と個人を合わせ現在3,000 を超えているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約400社が、EBCの30の産業別委員会に直接参加している。

【お問い合わせ】

同件に関するお問い合わせは、欧州ビジネス協会 ポリシーディレクター ビョーン・コングスタード（電話: 03-3263-6224; メール: bkongstad@ebc-ip.com）までお願い致します。